

# 65歳以上の介護保険料が変わります



平成30年度からの3年間の保険料（基準額および所得段階）を見直しました。

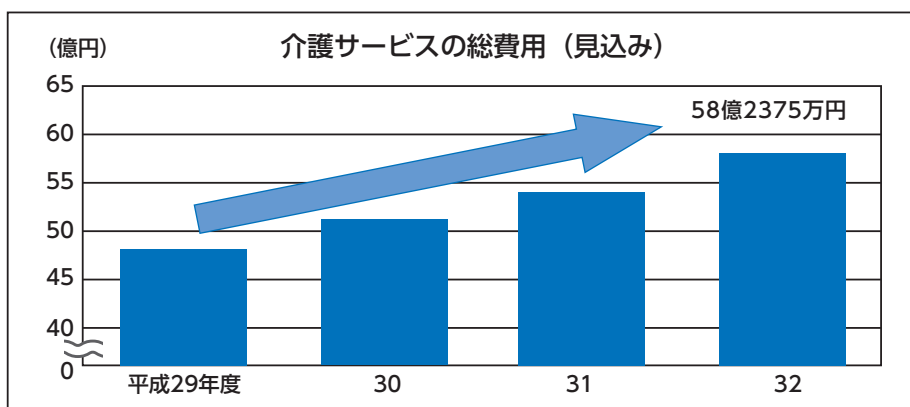
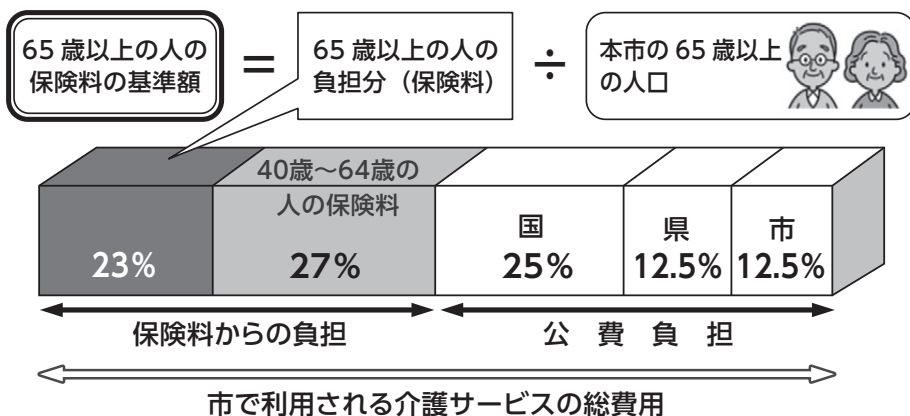
基準額をもとに、本人の収入などに応じて保険料が決められます。

## 基準額の見直し

基準額は、大野城市で今後3年間に必要な介護サービス費の見込額、65歳以上の人の負担割合、市内に住む65歳以上の人数をもとに算出されます。

介護のサービスにかかる費用の総額は、高齢者の増加により今後増加が見込まれます。

また、65歳以上の人の負担割合は平成29年度までは22%でしたが、平成30年度から人口の構成比に合わせて23%に引き上げられました。介護のサービスにかかる費用の増加と負担割合が引き上げられたことにより、基準額が月額で260円（約5・1%）増の5400円になります。



- 保険料の決定通知書の発送時期**  
一人一人の金額や納付方法などのお知らせを送付します。
- ◆普通徴収（納付書や口座振替で納付する方法）の人 6月中旬
  - ◆特別徴収（年金から直接差し引く方法）の人 8月上旬

## 保険料基準額が増加しています

年度	平成18~20年度	平成21~23年度
基準額(月額)	4170円	4495円 (+325円)
平成24~26年度	平成27~29年度	平成30~32年度
4985円 (+490円)	5140円 (+155円)	5400円 (+260円)